



職場における肝炎ウイルス感染に関する

留意事項(平成16年12月8日)

- 労働者が希望する場合においては、
職域において実施される様々な健康診断等
の際に肝炎ウイルスの検査を受診すること・
・・・を受診できるよう配慮することが望まれる
- 労働者の個別の同意に基づいて実施する
とともに、その結果については当該検査を
実施した医療機関から直接本人に通知する
ものとし・・・



職場における肝炎ウイルス感染に関

する留意事項(平成16年12月8日)

3. 雇用管理等について

(1)採用に当たって

事業者は、労働者の採用選考を行うに
当たって、応募者の適性・能力を判断する
上で真に合理的かつ客観的必要性がある
場合を除き、肝炎ウイルス検査を行わない
こと。



(2)就業上の配慮について

ウイルス性肝炎は、……数十年特に自覚症状もなく、肝機能も正常である状態が続く。

したがって、そのような労働者のための就業上の配慮は特に必要はなく、また処遇について他の労働者と異なる扱いをする理由はない。

また、肝炎ウイルスによる症状が見られる労働者については、他の病気を有する労働者と同様に、その病状等に応じ、必要に応じて産業医等と相談の上、合理的な就業上の配慮が必要である。

●「労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について」

(平成20年4月1日付け基発第0401026号)

●「労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について」

(平成20年12月25日基安労発第1225001号)



労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨 等の周知について(平成20年4月1日)

1. ウイルス性肝炎は、早期発見・早期治療が重要であることから、労働者に対して肝炎ウイルス検査の意義を周知するとともに、必要に応じ検査を受診するよう呼びかけること。
2. 労働者が検査の受診を希望する場合には、受診機会拡大の観点から特段の配慮を行うこと。
3. 本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、プライバシー保護に十分な配慮をすること。



職場における肝炎対策の推進

1. 職場における行政からの通達の対応
2. 肝炎検査の意義の周知や機会の確保
3. 肝炎に関する教育機会の提供
4. 肝炎を患う労働者の支援



